

# 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金( R 7 補正)によるおこめ券の配布状況

資料 1

都道府県	自治体	対象世帯	配布枚数・配布内容	配布開始時期	配付完了時期
北海道	留萌市	令和7年12月1日時点で留萌市に住民基本台帳に登録されている全市民（外国人を含む）	お米引換券 4,000円分（2,000円×2枚）/1人あたり	（不明）	12月中旬に発送完了
	紋別市	令和7年11月30日時点で紋別市の住民基本台帳に登録されている世帯状況を基準とし、以降、令和7年12月31日までに転入・出生した方を含む	おこめ券8,800円分（440円×20枚）/1人あたり	令和8年1月中旬以降より順次発送（2月中旬に配達完了予定）	—
	七飯町	令和7年12月31日において、七飯町に住民登録があり、世帯全員が「令和7年度住民税非課税」の方で構成され、以下のいずれかに該当する世帯（1）65歳以上の者のみで構成する高齢者世帯、（2）身体障害者手帳1・2級を所持する者が属する世帯、（3）精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者が属する世帯、（4）療育手帳Aを所持する者が属する世帯、（5）母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第5項に該当するひとり親世帯	おこめ券4,400円分(440円×10枚) /1世帯あたり	令和8年2月中旬より順次発送	—
岩手県	久慈市	全ての市民	おこめ券3,080円分	（不明）	—
山形県	山形市	住民税非課税世帯	おこめ券 4,400円分/1世帯あたり	（不明）	—
	村山市	令和8年1月1日時点で村山市に住民登録している方	おこめ券 3,080円分（440円×7枚）/1人あたり	令和8年2月末から順次発送	—
	長井市	（1）令和8年1月1日時点で、本市の住民基本台帳に登録されている全ての市民 （2）上記(1)に加え、基準日以降に出産する予定で、かつ基準日までに母子手帳の交付を受けた妊婦	・おこめ券 3,080円分（440円×7枚）/1人あたり ・妊婦も母子手帳1冊あたり 3,080円分を追加配布	令和8年1月15日より順次発送（配達完了は2月末の見込み）	—
	東根市	令和8年1月1日時点で東根市に住所があり、①又は②のいずれかに該当する世帯 ①令和7年度住民税非課税世帯 世帯全員の令和7年度住民税均等割が非課税である世帯 ②家計急変世帯 令和7年1月以降に家計が急変し、世帯全員の1年間の収入見込額が、住民税均等割非課税水準に相当する額以下となる世帯（（1）に該当する世帯を除く）	おこめ券 3,080円分（440円×7枚）/1世帯あたり	令和8年2月下旬～3月上旬に発送	—
	尾花沢市	高校生までの子どもがいる全ての世帯	おこめ券	（不明）	—
福島県	浪江町	令和8年1月1日時点で浪江町に住民票がある方	おこめ券 4,400円分（440円×10枚）/1人あたり	令和8年2月9日より発送	（不明）
	磐梯町	令和7年12月1日現在、磐梯町住民基本台帳に登録されている0歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を養育する世帯	おこめ券6kg分（2kg×3枚）/児童1人あたり	令和8年1月中旬に発送	（不明）
群馬県	南牧村	（不明）	村内でのみ使用可能なおこめ券 1世帯3万円が基本で、世帯の人数に応じて増やす。	（不明）	—
埼玉県	川島町	令和7年12月1日時点で川島町の住民基本台帳に登録されている方	おこめ券 3,080円分（440円×7枚）/1人あたり	令和7年12月下旬から順次発送（令和7年12月末までに配布予定（12.18読売ウライ））	（不明）
	吉見町	令和7年12月1日時点で吉見町の住民基本台帳に登録されている方	おこめ券 3,080円分（440円×7枚）/1人あたり	令和7年12月末までに配布予定（12.18読売ウライ）	（不明）
千葉県	流山市	令和8年1月1日時点で流山市に住民登録されている方	おこめ券 3,080円分（440円×7枚）/1人あたり	令和8年3月下旬から順次発送	—
東京都	墨田区	令和7年12月10日時点で墨田区に住民登録のあるすべての世帯	おこめ券含む下記5点の中から1つ選択 ○おこめ券 22枚(9,680円分) ○Visaギフトカード(10,000円分) ○QUOカードPay(10,000円分) ○子ども商品券e-Gift(10,000円分) ○giftee Box(10,000ポイント)	※「案内葉書」を令和8年2月9日より順次発送（同年2月の最終週に配達完了予定）	—
	稲城市	(1)基準日（令和7年12月1日）時点で稲城市に住民登録がある方 (2)基準日以降、令和8年3月31日までに生まれ、最初に稲城市で住民登録をした方	おこめギフト券 3,080円分（440円×7枚）/1人あたり	令和8年1月下旬から順次発送（配達を立て込んでいるため、3月に届く場合がある）	—

令和8年3月24日 参議院農林水産委員会 公明党 高橋光男

出典：参議院事務局第一特別調査室による調査結果を基に高橋光男事務所にて加工・編集

# 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金(R7補正)によるおこめ券の配布状況

資料1

都道府県	自治体	対象世帯	配布枚数・配布内容	配布開始時期	配付完了時期
富山県	射水市	令和7年12月1日時点で射水市の住民基本台帳に記録されている方で、次のいずれかに該当する世帯。 ・高齢者世帯（昭和26年4月1日以前に生まれた方のみで構成される世帯） ・生活保護受給世帯	おこめ券 4,840円分（440円×11枚）/1世帯あたり	令和8年1月29日～年2月20日（予定）	（不明）
長野県	朝日村	令和8年1月1日時点で朝日村の住民基本台帳に登録されている方	おこめ券 8,800円分（440円×20枚）/1人あたり	令和8年2月2日の時点で順次配達中 （全世帯への配達は2月中旬頃の予定）	（不明）
大阪府	豊中市	令和7年12月1日時点で豊中市に住居登録がある世帯	おこめ券4,400円分(440円×10枚) /1世帯あたり	令和8年2月上旬～3月末	—
	太子町	令和7年12月1日時点で太子町の住民基本台帳に登録されている住民	おこめ券 8,800円分（440円×20枚）/1人あたり	令和8年2月中旬から順次発送	—
兵庫県	尼崎市	令和7年12月1日時点で尼崎市の住民基本台帳に登録されている全市民	おこめ券 3,080円分（440円×7枚）/1人あたり	<u>令和8年3月中旬以降、順次配布</u> （全世帯への配付完了時期は4月末頃の予定）	—
	西宮市	令和7年12月16日時点で西宮市に住居登録がある全世帯	おこめ券4,400円分(440円×10枚) /1世帯あたり	<u>令和8年2月中旬より順次発送</u>	—
	川西市	令和8年1月1日時点で川西市に住居登録のある全市民	おこめ券 4,840円分（440円×11枚）/1人あたり	令和8年3月上旬から順次発送	—
山口県	防府市	令和8年1月1日時点で、防府市の住民基本台帳に登録されている方	おこめ券 3,080円分（440円×7枚）/1人あたり	令和8年3月中旬以降、順次発送	—
愛媛県	今治市	令和7年11月30日時点で今治市に住居登録がある方	おこめ券 4,400円分（440円×7枚）/1人あたり	令和8年1月20日から2月下旬 （※2月末日までに市内全域への配達は完了予定）	—
熊本県	高森町	令和7年12月1日時点で高森町の住民基本台帳に登録されている世帯 ※出生・転入者は当月から対象 ※死亡・転出者は翌月から対象外	令和7年12月から令和8年3月まで各月ごとにお米券1,500円分/1人あたりを希望者に配布	令和7年12月1日～令和8年3月31日	—
沖縄県	那覇市	令和7年12月19日時点で、那覇市に住居票の登録があり、かつ那覇市での令和7年度住民税が次のいずれかに該当する方 ①令和7年度 住民税非課税世帯の世帯主 ②令和7年度 住民税均等割のみ課税世帯の世帯主 ③令和7年度 住民税所得割課税かつ課税標準額100万円以下の方	おこめ券4,400円分(440円×10枚) /①②の世帯主、③の該当者	令和8年1月30日～2月末に順次発送	—
	宮古島市	全市民	おこめ券4,400円分(440円×11枚)	<u>令和8年4月以降に配付予定</u>	—

令和8年3月24日 参議院農林水産委員会 公明党 高橋光男

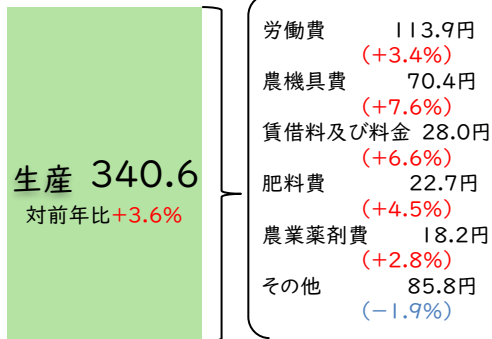
出典:参議院事務局第一特別調査室による調査結果を基に高橋光男事務所にて編集・加筆

## 米のコスト指標のイメージ(令和8年3月6日時点)

- 食料システム法(4月1日施行)に基づく「米のコスト指標」については、米穀機構が、今後、コスト指標作成団体の認定を受けた後、最新の統計やコスト調査の結果を用いて作成・公表する予定。
- 本資料は、現時点で、コスト指標作成等委員会で合意された作成方法に沿い暫定的に作成したものである。

(円/玄米1kg)(税込)  
(玄米から精米の歩留まりを0.9とする)

生産段階のコスト指標  
(20,437円/玄米60kg)



集荷段階のコスト指標  
(2,544円/玄米60kg)

集荷 42.4  
対前年比+2.9%



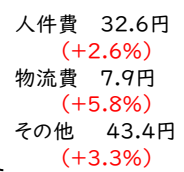
卸売段階のコスト指標  
(2,346円/玄米60kg)

卸売 39.1  
対前年比+2.8%



小売段階のコスト指標  
(5,028円/玄米60kg)

小売 83.8  
対前年比+3.1%

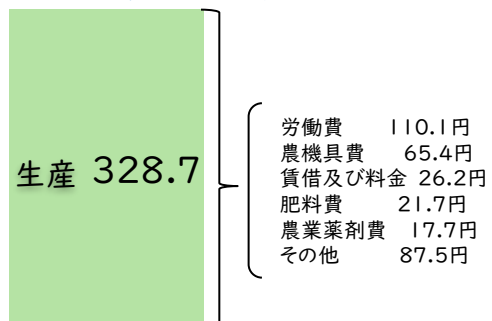


4段階(生産~小売)の合計は、505.9円/玄米1kg

→精米換算すると、4段階合計のコスト指標は「2,811円/精米5kg」

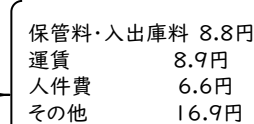
(注)コスト指標はコストの積み上げであり、利潤を含まない等、取引価格を示すものではない

生産段階のコスト指標  
(19,721円/玄米60kg)



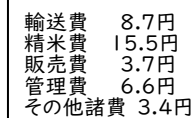
集荷段階のコスト指標  
(2,472円/玄米60kg)

集荷 41.2



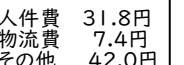
卸売段階のコスト指標  
(2,280円/玄米60kg)

卸売 38.0



小売段階のコスト指標  
(4,878円/玄米60kg)

小売 81.3



4段階(生産~小売)の合計は、489.0円/玄米1kg

→精米換算すると、4段階合計のコスト指標は「2,718円/精米5kg」

(注)コスト指標はコストの積み上げであり、利潤を含まない等、取引価格を示すものではない

【令和8年3月時点】

【令和7年3月時点】

注 四捨五入の関係で各費目の合計や変動額と変動率が一致しない場合がある。

令和8年3月24日 参議院農林水産委員会 公明党 高橋光男

出典:米穀安定供給確保支援機構「米のコスト指標に関する検討結果」より抜粋の上、高橋光男事務所にて加筆

# 国産米の持続可能な価格水準【円／玄米1kg】

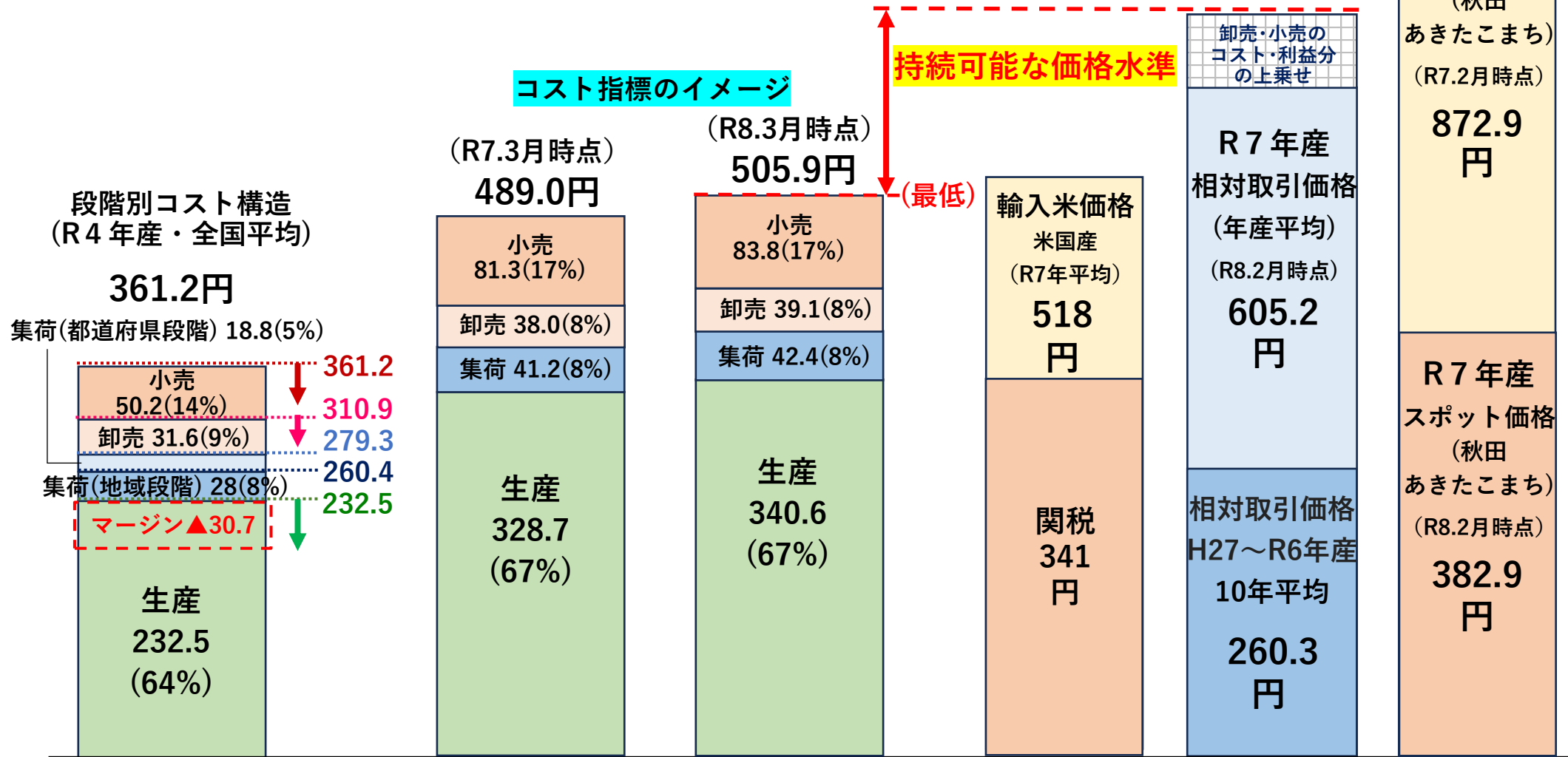
資料2-2

[ 相対取引価格 ]

J A等の集出荷業者と卸売業者との間で売買取引する際の主食用米の銘柄ごとの契約価格

[ スポット価格 ]

卸売業者の間で比較的小さい単位で必要なコメを調達しあう「スポット取引」における価格



令和8年3月24日 参議院農林水産委員会 公明党 高橋光男

出典: 農林水産省新事業・食品産業部および農産局提供資料、米穀安定供給確保支援機構「米のコスト指標に関する検討結果」、新聞報道等を基に高橋光男事務所作成

## 農薬が原因の可能性のある蜜蜂被害事例報告件数

(別表1)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
北海道	4	1	6	0	3
青森県	1	1	0	0	0
岩手県	0	0	1	0	0
宮城県	2	0	2	0	0
秋田県	0	0	0	0	0
山形県	0	0	0	0	0
福島県	0	1	0	0	0
茨城県	0	0	0	0	1
栃木県	3	1	0	0	0
群馬県	0	1	0	0	0
埼玉県	1	1	0	0	0
千葉県	0	0	0	0	0
東京都	0	0	0	0	0
神奈川県	0	0	0	0	0
山梨県	0	0	0	0	0
長野県	0	0	0	0	0
静岡県	0	0	0	0	0
新潟県	0	0	0	0	0
富山県	0	0	0	0	0
石川県	0	0	0	0	0
福井県	0	0	0	0	0
岐阜県	1	3	1	0	5
愛知県	0	0	0	0	0
三重県	0	0	0	1	0
滋賀県	1	0	0	0	0
京都府	0	0	0	0	0
大阪府	0	0	0	0	0
兵庫県	0	0	0	2	0
奈良県	0	0	0	0	0
和歌山県	7	6	7	5	4
鳥取県	0	0	0	0	0
島根県	0	0	0	0	0
岡山県	0	0	0	0	0
広島県	0	0	0	0	0
山口県	2	0	0	0	0
徳島県	0	0	0	0	0
香川県	0	0	0	0	0
愛媛県	0	0	0	0	0
高知県	0	0	0	0	0
福岡県	3	0	2	0	1
佐賀県	0	0	0	0	0
長崎県	0	0	0	0	0
熊本県	1	0	1	2	0
大分県	1	0	0	0	0
宮崎県	2	0	0	0	0
鹿児島県	0	0	0	0	0
沖縄県	0	0	0	0	1
計	29	15	20	10	15
被害が発生した都道府県数	13	8	7	4	6

※報告された被害件数のうち、都道府県が「被害の原因は、農薬以外である可能性が高いと考えられると判断した」ものを除く件数を集計（農薬が農薬以外のどちらの可能性が高いか判断できなかったものは件数に含む）。

令和8年3月24日 参議院農林水産委員会 公明党 高橋光男

出典：農林水産省HP「令和6年度の農薬が原因の可能性のある蜜蜂被害事例報告件数及び都道府県による蜜蜂被害軽減対策の検証結果」から抜粋の上、高橋光男事務所にて加筆

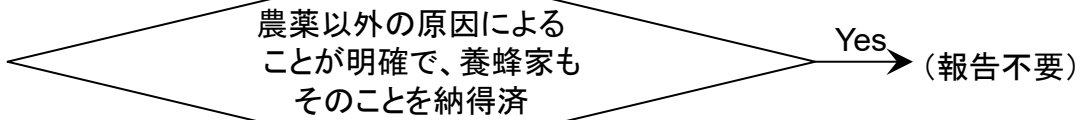
畜産担当部局

農薬担当部局

養蜂家からの第一報

## 1 被害状況に関する調査

(被害の概況等の聞き取り)



No

事前確認情報の聴取

### 現地調査※1

- 被害が発生した場所及び日時
- 被害の状況
- ダニ、蜂病の有無
- 養蜂家が農薬使用者から受けた情報提供
- 過去の被害状況
- 被害防止対策

1.兵庫県の場合  
法定伝染病の有無  
農薬影響の有無  
2度の現地調査あり

2.養蜂家が  
自己負担

農薬分析用試料を  
採取した場合、農薬  
対策室に一報後、  
FAMIC農薬検査部  
へ送付※2

病原体の  
検査を行った場合

分析結果

農薬以外の原因を特定

Yes

報告※3

(調査完了)

3.養蜂家に  
結果詳細の  
共有なし

No

## 2 周辺農地に関する調査

- 周辺農地での栽培作物
- 農薬の使用状況
- 農薬使用者から養蜂家に行った情報提供 等

報告※3

(調査完了)

※1 遠隔地等で現地調査が困難な場合には、オンライン等を活用した調査を可とする。

※2 分析の実施は任意。ただし、原因究明に資するため、可能な範囲で対応することが望ましい。試料の発送に当たっては、都道府県担当から地方農政局等(農薬担当)を経由して、農薬対策室に別記様式2とともに試料発送予定日を連絡すること(FAMICへの連絡は農薬対策室が行う)。分析用試料は、夾雑物が少なく、死後間もない、頭部、胸部及び腹部の揃った個体を100匹以上、冷凍保存することが望ましい。また、冷凍便にて送付すること。なお、FAMICは受領した試料の一部を今後の蜜蜂被害の検討のための試験研究に供する場合がある。

※3 報告は、都道府県から地方農政局等(農薬担当)を経由して、農林水産省消費・安全局農産安全管理課農薬対策室宛てに提出。